

## 明日香村事業持続支援事業補助金交付要綱

(事業の趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた全国的な取り組みに伴い経済的損失等の影響が及んでいる村内事業者の事業持続を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、明日香村補助金等交付要綱(平成16年要綱第5号。以下「補助金要綱」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号いづれかに掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 国の持続化給付金を受給した事業者
- (2) 緊急事態宣言による人の移動制限並びに村内の観光施設及び文化施設の閉館等を起因とした来訪者減少を主な要因として国の持続化給付金の算出方法に準じて売上が30%以上50%未満減少している事業者
- (3) クラスター発生予防のための奈良県休業要請の対象事業者又は不特定多数が利用する施設であるため令和2年4月26日から令和2年5月6日の期間に休業を実施し、国の持続化給付金の算出方法に準じて売上が30%以上50%未満減少している事業者
- (4) 令和2年1月から令和2年5月末日までの間に開業した店舗等を有する事業者
- (5) 国の雇用調整助成金を申請した事業者

2 前項に定める交付対象者については、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 明日香村内に主たる事業所のある事業者
- (2) 今後も事業を継続する意思がある事業者
- (3) 確定申告を行っている事業者

3 前項の規定にかかわらず次の各号で掲げる者は、交付対象者としない。

- (1) 宗教上の組織若しくは団体
- (2) 政治団体
- (3) 暴力団、暴力団員及び暴力団員等
- (4) その他、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと村長が判断するもの

(申請回数)

第3条 補助金の申請回数は、1事業者につき1回限りとする。ただし、次の各号で掲げる事業者については、再度申請できるものとする。

- (1) 前条第1項第2号又は第3号に基づき申請した事業者のうち、申請後において同条同項第1号に該当した場合
- (2) 前条第1項第1号から第4号に基づき申請した事業者のうち、申請後において同条

同項第5号に該当した場合

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号の通りとする。

(1) 第2条第1項第1号に定める者には、別表に定める金額を交付する。

ただし、次号に定める交付を受けた者については、別表に定める金額から既交付額を除いた額を交付する。

(2) 第2条第1項第2号及び第3号に定める者には、一律10万円を交付する。

(3) 第2条第4項に定める者には、一律25万円を交付する。

(4) 第2条第5項に定める者には、一律10万円を交付する。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 補助金に係る本村の申請受付開始日は、令和2年6月1日とする。

2 申請期限は、令和3年1月29日とする。ただし、村長が特に認めた場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、明日香村事業持続支援事業補助金交付申請書（様式第1号）、明日香村事業持続支援事業補助金交付申請に係る宣誓・同意書（様式第2号）、口座振替申出書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助金の交付を申請するものとする。

(1) 第2条第1項第1号から第3号に定める者においては、国の持続化給付金の算定式によって算定された金額（以下、算定給付額という。）が確認できる書類（令和2年分の確定申告書類の写し、売上減少となった月の売上台帳等の写し等）

(2) 第2条第1項第1号に定める者においては、前号に定める書類に加えて、国の持続化給付金給付通知書の写し

(3) 第2条第1項第3号に定める者においては、本条第1号に定める書類に加えて、奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金にかかる交付決定通知の写し

(4) 第2条第1項第4号に定める者においては、明日香村で事業を営んでいることが確認できる書類（商業登記簿謄本の写し、開業届の写し等）

(5) 第2条第1項第5号に定める者においては、国の雇用調整助成金の「(休業等)支給申請書」の写し（受領印のあるものに限る。）

(6) 振込先口座通帳の写し

(7) 申請時チェックリスト

(8) その他村長が必要と認める書類

2 正当な理由により前各号に掲げる書類を提出できない場合は、別に村長が定める書類を提出するものとする。

3 申請者による申請は、原則として郵送により村長に提出するものとする。

(交付及び不交付の決定)

第7条 村長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、その結果を明日香村事業持続支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知し、交付が決定した場合は、当該交付対象者に対し、補助金を交付する。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（交付の請求）

第8条 前条の規定により通知を受けた者は、明日香村事業持続支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（交付の取消及び返還）

第9条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

（1）交付の要件を満たさなくなったとき。

（2）虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（3）法令又はこの要綱に違反したとき。

（4）その他村長が不適正と認めるとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

## 別表

算定給付額	補助金交付額
1,000 千円～2,999 千円	100 千円
3,000 千円～4,999 千円	150 千円
5,000 千円～6,999 千円	200 千円
7,000 千円～8,999 千円	250 千円
9,000 千円～10,999 千円	300 千円
11,000 千円～12,999 千円	350 千円
13,000 千円～	400 千円